

所在不明組合員のみなし自由脱退に関する公告

阪南医療生活協同組合定款第 10 条 2 及び阪南医療生活協同組合所在不明組合員のみなし脱退に関する規約に基づき、下記の通り 2016 年度の所在不明組合員のみなし自由脱退に関する公告を行います。

2017 年 2 月 3 日
阪南医療生活協同組合
理事長 黒石光男

記

1. みなし自由脱退対象者

2016 年 12 月 31 日を基準日として、過去 2 年間以上、阪南医療生活協同組合の事業を利用せず、増資・減資の実績も無く、郵送物の返却により所在を確認出来なかった方です。今回の対象となるのは、443 名の方です。443 名の方については、2017 年 3 月末日の日付で脱退処理を行います。

2. みなし自由脱退対象者の方は、すみやかに住所変更届け出をお願いします。

(名簿の閲覧と手続き及び期日)

みなし自由脱退の名簿は、阪南医療生活協同組合本部に設置しています。閲覧は、営業時間内であれば何時でも受け付けています。ご確認の上、2017 年 2 月 3 日～2017 年 3 月 11 日までに、住所変更又は脱退の手続きをお願い致します。

* 「みなし自由脱退対象者」以外の方でも、住所等変更手続きをされていない方は、下記までご連絡下さい。

3. 2017 年 3 月 11 日までに届け出のなかった「みなし自由脱退対象者」は、「みなし自由脱退者」として脱退処理を行います。

みなし自由脱退処理後の出資金は規約に基づき、自由脱退したと見なされた事業年度末以降、少なくとも 2 年間は預かり金として管理を行い、その間に、出資金の「払い戻し請求」があった時は、速やかに返還に応じます。

* 阪南医療生活協同組合の組合員は、この名簿を閲覧することが出来ます。

閲覧される場合は、本人確認をさせて頂く場合がありますのでご了承下さい。

この機会に、氏名・住所等変更がありましたらお届け下さい。

お問い合わせ先

阪南医療生活協同組合

〒596-0004 大阪府岸和田市荒木町 2-2-18

電話 072-441-3111